

登米市国土強靱化地域計画【概要版】

登米市国土強靱化地域計画の構成

第1 基本的な考え方 P1

- 策定の趣旨
- 計画の位置付け
- 計画期間の設定
- 本計画の対象想定災害

第2 脆弱性の評価 P4

- 脆弱性評価の考え方
- 想定するリスクの設定
- 基本目標
- 事前に備えるべき目標の設定
- 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
- 施策分野の設定

第3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果 P8

- 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性の評価結果

第4 国土強靱化施策（施策分野別）の推進方針 P19

- 個別施策分野
- 横断的施策分野

第5 計画の推進 P28

- 市民・企業との協働
- 関係機関との連携
- PDCAサイクルの確立
- 施策分野別指標（KPI）

《資料編》 P30

- 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針
- 施策分野別の主な指標
- 国土強靱化地域計画に関連する市計画等一覧表
- 登米市における過去の災害
- 登米市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業（別冊）

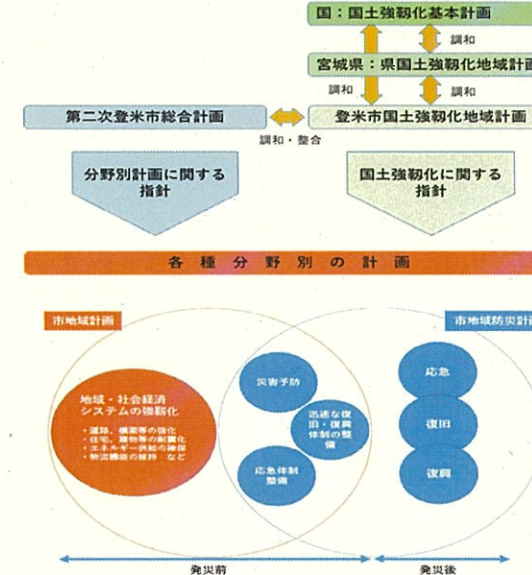
登米市国土強靱化地域計画【概要版】

第1 基本的な考え方 計画の趣旨

東日本大震災の経験、令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、「強くしなやかな地域づくり」に向けた取組を持続的に展開するため、宮城県国土強靱化地域計画と調和を図りながら登米市国土強靱化地域計画を策定するものです。

計画の位置付け

市地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市のまちづくりの指針である第二次登米市総合計画と調和、整合を図りながら、本市における国土強靱化に関して、各種分野計画等の指針となるものです。



計画期間

本計画の対象期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

本計画の対象想定災害

ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とします。

第2 脆弱性評価 基本目標

- 国土強靱化基本計画及び県地域計画と調和を図るため、同じ目標4つを設定
 - ①人命の保護が最大限図られる
 - ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
 - ④迅速な復旧復興が図られる

事前に備えるべき目標

- 基本目標を達成するため、8項目の「事前に備える目標」と24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（別紙掲載）を設定
 - ①直接死を最大限防ぐ
 - ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
 - ③必要不可欠な行政機能を確保する
 - ④必要不可欠な情報通信機能を確保する
 - ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
 - ⑥生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
 - ⑦制御不能な二次災害を発生させない
 - ⑧地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

登米市国土強靱化地域計画【概要版】

第3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果

24のリスクシナリオ別の脆弱性について、67の項目から現状を分析・評価

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	脆弱性の評価項目
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化、災害に備えた市街地構造、老朽危険空家対策、防災教育、消防・救急体制
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水等による死傷者・行方不明者の発生	総合的な治水対策、冠水対策、水害警戒避難体制
	1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態	山地防災対策、土砂災害等対策
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止等による供給不足	物資等の確保、供給手段の確保
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	相互応援体制、消防広域応援体制、防災関係機関等からの受援体制、消防・救急体制
	2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	医療関係団体との連携、道路の防災・減災対策、業務継続体制、市民等の自主的保護体制
	2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	感染症等対策
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	職員に対する防災教育、防災拠点機能の確保、業務継続体制、相互応援体制、電源の確保
	4 必要不可欠な情報通信機能を確保する	情報の収集、伝達体制
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下	事業者における事業継続計画（BCP）、中小企業などの経営基盤
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	エネルギー関係施設等の安全対策等、エネルギー関係施設等の災害に備えた消防力
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止	道路の防災・減災対策、立木の倒木等への対応
	5-4 食料等の安定供給の停滞	備蓄物資の供給体制等、緊急物資の輸送体制、農業に係る生産基盤等の災害対応力
6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	電力供給遮断時の電力確保、燃料等の供給体制、地域エネルギーの活用
	6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	水道施設の耐震化、応急給水に係る体制、水道供給体制、下水道施設等の長寿命化等、上下水道施設等の浸水対策、迅速な復旧体制
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	生活道の整備
	7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	農業用ため池等の機能維持対策等、ダム管理者等との連携、ハザードマップを活用した訓練
	7-2 有害物質の大規模拡散・流出	アスベスト等の飛散防止、有害物質等の流出防止、放射性物質の拡散
	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	農地による二次被害の防止、山地による二次被害の防止
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-4 観光、地域農産物等に対する風評被害等による地域経済への大きな影響	各種情報の的確な発信
	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物対策指針に基づく処理、ストックヤードの確保、災害廃棄物処理に係る協力体制
	8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	復旧・復興を行うための体制整備、文化財の保護、災害ボランティア活動の環境整備
	8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	コミュニティ活動、外国人居住者への情報発信
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態	被災地及び避難所の福祉支援、住宅再建への支援

登米市国土強靱化地域計画【概要版】

第4 国土強靱化施策（施策分野別）の推進方針

脆弱性の評価結果を踏まえたリスクシナリオ別の推進方針を、施策分野別に組み替え20の項目で推進方針を整理

分野	施策分野	主な国土強靱化推進方針
個別施策分野	1 行政機能・防災体制	業務継続性の確保、体制整備、地域防災力の向上
	2 住宅・都市	建築物の耐震化・長寿命化、ライフラインの耐震化・長寿命化、被災者の住宅対策等
	3 保健医療福祉	医療提供体制の整備、保健福祉対策
	4 環境	自然環境、衛生環境
	5 農林	農林業生産基盤の保全、森林整備
	6 産業構造	市内企業のBCP策定の促進、産業施設の防災対策
	7 交通・物流	交通基盤の維持等、災害時の物流対策
	8 市土保全・土地利用	治山・河川管理、防災まちづくりへの対応
横断的施策分野	9 リスクコミュニケーション・地域づくり	防災教育、自助・共助の取組の推進

第5 計画の推進

市民・企業との協働

地域防災力の強化を図る取組を推進するとともに、住民同士の地域内での関係性の構築や共助体制を強化

関係機関との連携

各部・各総合支所等との密接な連携、国・県等の関係機関との連携及び平常時からの関係性の構築

P D C A サイクルの確立

P D C A サイクルを通じた継続的な検証・改善、必要に応じて計画内容の見直し

施策分野別指標（KPI）

施策分野別の関連事業などの進捗管理や指標（K P I）は総合計画と同様に管理し、効果的かつ効率的に事業を推進

《資料編》

- 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針
- 施策分野別の主な指標
- 国土強靱化地域計画に関連する市計画等一覧表
- 登米市における過去の災害
- 登米市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業（別冊）